

越生町長交際費支出基準

(運用の基本)

第1条 町長交際費(以下「交際費」という。)は、町長が町を代表して外部と公の交渉を行う際、特に必要とされる経費であるから、その執行にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめるよう努めるものとする。

(交際費の支出基準)

第2条 交際費の支出区分は次のとおりとし、その内容は別表に定めるとおりとする。

- (1) 甲意
- (2) 賛助、協賛
- (3) 記念式典、諸祝賀
- (4) 会費
- (5) 病気見舞い
- (6) その他

(支払の証明)

第3条 交際費の支出にあたっては、領収書を徴しておくものとする。ただし、香典等社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、その収支の経理を明らかにしておけば足りるものとする。

(交際費の公表)

第4条 交際費の支出の内容は、別に定めるところにより、町民に公表するものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行前になされた交際費の支出については、なお、従前の例による。

別表

町長交際費支出基準

(1) 甲意

(現職)

区 分	香 典	供 物	その他
名誉町民 配偶者	1万円 3千円	花 環 花 環	(町民葬)
町議会議員 同居親族(配偶者・子・父母・義父母)	3千円 3千円	花 環 花 環	弔辞
町を選挙区とする国会議員、県議会議員 配偶者	1万円 1万円	花 環 花 環	
町行政委員 同居親族(配偶者・子・父母・義父母)	3千円 3千円	花 環 花 環	
区 長	3千円	花 環	
国の委嘱による委員(人権擁護委員、行政相談 員、民生児童委員、保護司)	3千円	花 環	
公益団体の長 商工会、観光協会、社会福祉協議会等	3千円	花 環	
町職員 同居親族(配偶者・子・父母・義父母)	3千円 3千円	花 環	

(元職)

区 分	香 典	供 物	その他
町議会議員	3千円	花 環	
町を選挙区とする国会議員、県議会議員	1万円	花 環	
人間都市広域圏内市町村長	1万円	花 環	
4 役	3千円	花 環	

(2) 賛助、協賛 3万円を限度とする。

(3) 記念式典、諸祝賀 1万円を限度とする。

(4) 会費

各種団体(町に関係する団体に限る。)の総会、新年会、懇親会等への出席に伴う費用で、金額については会費相当分を上回らない額とする。

(5) 病気見舞い 5千円を限度とする。

(6) その他

その他、町長交際費を支出することが公益上適当と認められるものであること。